

(監査委員事務局 包括外部監査人による監査結果に基づき講じた措置の公表)

監査委員公表第 666 号

包括外部監査人の報告書により公表した包括外部監査人による監査結果に基づき講じた措置について、大分県知事からの通知があったので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定により、次のとおり公表する。

令和 3 年 2 月 19 日

大分県監査委員	首	藤	博	文
大分県監査委員	長	野	恭	子
大分県監査委員	木	付	親	次
大分県監査委員	原	田	孝	司

○ 措置状況の概要

令和元年度包括外部監査結果（令2.3.31公表）に対する措置状況

- (1) 監査テーマ：「県民利用施設の管理運営に関する財務事務の執行について（指定管理施設を中心として）」
 (2) 概要

施設	監査の結果及び意見（件数）		措置の内容（件数）		
			対応済	対応困難 対応不可	検討中 (対応進行/検討)
【施設1】大分県立総合文化センター 【施設2】大分県立美術館	結果	8	8	0	0
【施設3】大分県立別府コンベンションセンター（ビーコンプラザ）	結果	15	12	0	3 (3/0)
【施設4】大分農業文化公園 【施設5】大分県都市農村交流研修館	結果	9	7	0	2 (2/0)
【施設6】大洲総合運動公園	結果	2	2	0	0
【施設7】大分スポーツ公園	結果	11	11	0	0
【施設8】ハーモニーパーク	結果	3	1	2	0
【施設9】港湾環境整備施設 (大分港西大分地区)	結果	4	4	0	0
【施設10】大分県立図書館	結果	6	6	0	0
【施設11】大分県立香々地青少年の家 【施設12】大分県立九重青少年の家	結果	4	2	1	1 (1/0)
【施設13】大分県立埋蔵文化財センター	結果	3	3	0	0
包括外部監査の結果に添えて提出する意見	意見	17	17	0	0
(件数合計)	結果	65	56	3	6 (6/0)
	意見	17	17	0	0
	合計	82	73	3	6

部 局	監 査 の 結 果 及 び 意 見	措 置 の 内 容	備 考
【施設1】大分県立総合文化センター / 【施設2】大分県立美術館			
企画振興部	<p>【結果】指摘 A-1</p> <p>経営の効率性の評価と指定のあり方について</p> <p>指定管理業務に係る簿冊の閲覧等を通じて、経営の効率性について評価、検討されている資料を確認できなかった。</p> <p>施設所管課において、他の公共文化施設との比較等によって改善点を見出すとともに、任意指定のあり方等も併せて見直しを検討する必要がある。</p>	<p>経営の効率性の評価については、毎月提出される業務報告により、料金収入の実績や管理経費等の収支状況の評価している。今回の指摘を受け、他の公共文化施設との比較については、半期ごとに行っていきたい。</p> <p>指定管理者の指定については、平成25年2月の大分県芸術文化ゾーン創造委員会の答申で「総合文化センターと美術館が隣接する拠点として、美術、音楽など広い領域にわたる芸術文化を融合し新しい価値を創造していく取組や県全体の文化振興を推進していくには、県と十分な連携がとれる大分県芸術文化スポーツ振興財団への任意指定が望ましい。」とされており、大分県芸術文化振興県民会議の意見も聴いて指定しているところ。</p> <p>また、平成30年度の総合文化センターの施設稼働率は90.9%、美術館の来館者数は57.2万人と目標値（87%、50万人）を上回っており、令和元年11月の県行財政改革推進委員会評価部会において、「施設稼働率は向上し、施設利用料金収入は増加しており、指定管理者のこれまでの努力の成果として評価でき、併せて、印刷消耗費や委託料等の経費削減にも努めている。」と評価されており、指定管理者として十分な実績と評価を得ている。</p> <p>次期の指定管理者指定に際しては、県全体の文化振興推進の基本的な方針は現在も変わっていないことから、任意指定を継続することとしているが、他の地方公共団体との比較などについても県民会議で十分に議論し、参考にしていきたい。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 26 ページ</p>

	<p>【結果】指摘 A-2 業務計画書、事業報告書に対する確認について</p> <p>業務計画書の確認に際して、指定管理者制度運用ガイドラインに沿ったチェックシートが活用されておらず、チェックを行った証跡が確認できなかった。施設所管課はガイドラインを十分に理解し、適切な運用を行う必要がある。</p> <p>また、事業報告書（年度）の確認においても、ガイドラインに沿ったチェックシートが活用されておらず、チェックを行った証跡が確認できなかった。施設所管課はガイドラインを十分に理解し、適切な運用を行う必要がある。</p>	<p>業務報告については、チェックシートにより業務内容等の確認を毎月行っている。年間を通した業務の確認については、今回の指摘を受け、業務計画書や事業報告書（年度）により、令和元年度は適正に実施しているところであり、引き続き、指定管理者制度運用ガイドラインに則った確認を行っていく。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 30 ページ</p>
	<p>【結果】指摘 A-3 業務報告書に対する施設所管課の評価について</p> <p>指定管理者から毎月提出される業務報告書に対する施設所管課の書面調査チェックシートの総合所見欄を見ると、利用件数や来館者実績数、料金収入、目標指標の達成状況、利用率など、業務報告書に記載されている定量的な内容（事実）の抜粋に留まっており、意見や考えが記録されておらず、所見として十分ではない。</p>	<p>これまでは運営状況が適正であることから、総合所見欄には、料金収入や目標指標の達成状況等を記載していた。今後は、新型コロナウイルス感染症の影響により財団を取り巻く状況が変化していることから、課題等が見られた場合には、総合所見欄へ記載していく。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 31 ページ</p>

	<p>【結果】指摘 A-4 第三者委託における契約の妥当性について</p> <p>第三者委託における施設・備品の保守や更新に係る随意契約の理由書を見ると、当初の設置業者であるといった点が理由として記載されているものが複数見られた。導入に当たってはインシヤルコストのみならずランニングコストについても検討することが望ましい。特に、1者随意契約の場合には、他の類似施設からの情報を入手したり、見積書や作業記録から1人日あたりの単価を出す等、価格の合理性について、可能な限り検討及び記録しておくことが望ましい。</p>	<p>設備や備品の導入に当たっては、ランニングコストまで含めた総額ベースで経費を比較検討しており、引き続き、効率的な予算執行に努める。</p> <p>施設保守等に係る委託業務については、これまでも競争入札を導入しており、現在、1者随意契約を行っているのは、設置業者の独自技術等が求められるような特別な事情がある業務のみである。しかしながら、今後は、1者随意契約を行う場合においても他の類似施設等の情報収集を行うなど、価格の合理性について可能な限り検討・記録に努める。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 31 ページ</p>
	<p>【結果】指摘 A-5 第三者委託における再委託の規制について</p> <p>予約管理システムに係る指定管理者と第三者との委託契約書において、再委託ができるものと定められていたが、それについて県が指定管理者から申請を受け承諾をした書面がなかった。</p> <p>県が指定管理者に再委託を原則認めないのと同様に、指定管理者から第三者への委託においても、再委託は原則認めるべきではなく、再委託を認める場合においては、事前に文書で報告され、県が文書で承諾するプロセスを踏むべきである。</p>	<p>今回指摘のあった予約管理システムの委託契約については、県の承諾を得ずに再委託を認める条文が含まれていた。今回の指摘を受け、指定管理者と第三者との委託契約においては、原則、再委託を認めず、再委託を認める場合には、県に文書で承諾を得ることを徹底する。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 32 ページ</p>

	<p>【結果】指摘 A-6 楽器の貸出について</p> <p>自主事業として、iichiko グランシアタ・ジュニアオーケストラの団員及び関係団体に対して楽器の貸出が行われているが、楽器の管理簿は作成されておらず、貸出の申請書のみを保管している。今後は管理台帳を作成し、楽器ごとに貸出先が明瞭となるよう管理すべきである。</p>	<p>楽器の貸出については、iichiko グランシアタ・ジュニアオーケストラの設置に関する規則に基づき、手続きを行っており、借用書による把握で支障なく管理してきたところ。</p> <p>今回の指摘を受け、貸出先が明瞭となるよう楽器ごとの記録簿を作成した。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 33 ページ</p>
	<p>【結果】指摘 A-7 年度末の備品購入について</p> <p>備品等の購入は年度末に集中する傾向にあることより、年度末の支出に関しては、支出の正当性をより注意深く確認する必要がある。</p>	<p>備品の購入については、あらかじめ指定管理期間中の購入計画を策定することで、適正かつ計画的な執行を促している。今後は、購入計画の策定だけではなく、備品購入の必要性について、適宜ヒアリング等を行うとともに、年度末の備品購入が集中せぬよう、指定管理者を指導する。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 33 ページ</p>
	<p>【結果】指摘 A-8 光熱水費の見直しについて</p> <p>施設の事業費において光熱水費は多額になっており、コスト削減のための積極的な検討を行うことが必要である。例えば、電力自由化により様々な会社が電力事業者として参入し競争が起きており、契約見直しによる電気代の削減が期待できる。総合文化センターにおいても、ホテル等の他機関に働きかけ、可能な限りコスト削減を進めていくことが求められる。</p>	<p>複合施設であるOASISひろば21の所有者により毎月開催している運営協議会でコスト削減について協議しており、また、複合施設管理者においても、他社との価格比較や現行の電力事業者への価格交渉を継続して行っている。</p> <p>今後も契約方法の見直し等の提案を継続して行い、コスト削減に努める。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 34 ページ</p>

【施設3】大分県立別府コンベンションセンター（ビーコンプラザ）			
商工観光 労働部	<p>【結果】指摘 B-1 ビーコンプラザの競争力向上について</p> <p>九州内近隣の県にMICE施設が新設されることにより、ビーコンプラザの競争力が低下するおそれがある。</p> <p>ビーコンプラザの競争力を高めるためには、別府市のポテンシャルを効果的に発信するとともに、近隣の宿泊施設との連携を強める等、利用者が使いやすいサービスメニューを揃えることを意識すべきである。</p>	<p>ビーコンプラザのホームページには、周辺の宿泊施設のホームページへのリンクを掲載しており、ビーコンプラザの利用者に対する利便性向上を図っている。</p> <p>また、ビーコンプラザ等で開催されるイベントを掲載したMICEカレンダーやビーコンプラザイベント情報誌をリンク先の宿泊施設に配付するなど、連携体制を構築しており、引き続き連携強化に努める。</p> <p>【対応済】</p>	報告書 36 ページ
	<p>【結果】指摘 B-2 用途が定まっていない空きスペースについて</p> <p>平成29年7月から利用されていないスペースがある。これについては、MICE開催時の分科会として利用できる会議室やイベント時に託児スペースとして活用できる多目的スペース等、様々な活用方法を検討すべきである。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症対策の徹底のため、コンベンションホール等のライブ中継会場として活用する。</p> <p>【対応済】</p>	報告書 37 ページ
	<p>【結果】指摘 B-3 不採算施設の十分な検討について</p> <p>主要4施設に含まれていない施設について損益管理が不十分となっている。多大な管理コストの節減のためにも個別に損益管理をしたうえで、利用者の増加、収益の増加策について対応策を立案、実行していくことが望まれる。</p>	<p>グローバルタワー単体で収支を均衡させるのは困難であることから、主要4施設を含む施設全体での損益管理を行う。グローバルタワー入場者の増加を期して広報を強化するとともに、入場状況を踏まえて弾力的に営業時間を変更し、管理コストの縮減を進める。</p> <p>【対応済】</p>	報告書 37 ページ

	<p>【結果】指摘 B-4 指定管理料の妥当性の検討について</p> <p>応募が1者となっており、公平な競争の機会の確保、競争原理が働いているか判断しづらい状況となっている。指定管理料の算定に当たっては、施設所管課において過年度実績のみならず、外部資料などを活用する等、指定管理料の妥当性を検討する必要がある。</p>	<p>令和2年10月に指定管理料の妥当性を検討する参考とするため、他県の同種施設の情報収集を行った。今後は、指定管理者の更新時において、情報収集を行うとともに、その結果等を参考とし、指定管理料の算定を行っていく。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 39 ページ</p>
	<p>【結果】指摘 B-5 仕様書と条例の整合性について</p> <p>施設の利用制限に関する条例において「許可しないものとする」とされている事項が、仕様書上は「許可をしないことができる」と記載されていた。条例違反となる余地のないよう、仕様書を見直す必要がある。また、今後仕様書を作成する場合に当たっては、条例と規程を十分に照らし合わせる必要がある。</p>	<p>指定管理者の募集時に提示した別府市市民ホール・大分県立別府コンベンションセンター管理業務仕様書の記述と大分県立別府コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例の記述の不整合を指摘されたものであるため、指定管理者に文書で同条例の規定に基づき利用許可を行うよう通知した。併せて、次期指定管理者の募集時には不整合が生じることがないように留意する。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 39 ページ</p>
	<p>【結果】指摘 B-6 事業報告書の意義について</p> <p>事業報告書においては、開催イベントの内容や利用人数や収支報告などの結果は説明されていたが、協定書に掲げられている目標を達成するために、指定管理者が重要視しているプロセスや指標、対処すべきリスク・課題が具体的に記載されているとまでは判断できなかった。指定管理者の目線で県と対話ができるよう、具体的な視点を取り入れて報告書を作成することが望ましい。</p>	<p>令和元年度業務の事業報告書に、会議やイベント等の誘致にあたり、指定管理者としての戦略や活動目標、また、それに対する結果（成功、失敗）についての要因分析を記載するよう指導した。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 40 ページ</p>

	<p>【結果】指摘 B-7 事業計画書と収支計画書、事業報告書との整合性について</p> <p>指定管理者の提出した事業計画書や業務計画書と事業報告書の内容が整合しない事項があり、これについて事業報告書では特段の記載がなかった。指定管理者は、まず事業計画書や収支計画書、事業報告書を比較して、内容の整合性について確認し、県に報告する必要がある。また、この点について施設所管課は、十分な指導を行う必要がある。</p>	<p>事業計画を変更しようとするときは、基本協定第27条3に基づき協議を行うよう指定管理者に対して指導するとともに、令和元年度業務について、事業計画及び収支計画の記載と事業報告書の記載の照合を行い、一致することを確認した。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 43 ページ</p>
	<p>【結果】指摘 B-8 収支実績書（年次）、収支報告書（月次）のあり方について</p> <p>年度の事業報告書に係る収支実績書には、予算額と収入実績額で大きく差額が生じているものについて、説明が記載されていないかった。</p> <p>また、月次の収支報告書においては、単月及び累計の実績額は記載されているものの、予算欄が設けられておらず、期中の予算実績管理（予実管理）が十分に検討されているとは評価できなかった。</p> <p>予実管理を可能な限りタイムリーかつ十分に行い、指定管理者と施設所管課で情報共有して、その差を埋めていくための新たな施策や改善策を実施するように努められたい。</p>	<p>令和元年度業務について、年度の事業報告書に予算額と収入実績額との大きな乖離が見られるときに記載する特記事項欄を設けるとともに、説明を記載させた。</p> <p>併せて、令和2年度業務について、月次の業務報告書に、予算額の記載欄と収入実績額との大きな乖離が見られるときに記載する特記事項欄を設けた。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 43 ページ</p>

	<p>【結果】指摘 B-9 適正な人件費の計上について</p> <p>収支実績書の人件費は概算金額となっており、実績額の報告が行われていない。施設所管課に報告する際は概算値ではなく、実績値で報告する必要がある。</p>	<p>令和元年度業務に係る事業報告書に、人件費の実績額を記載させた。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 44 ページ</p>
	<p>【結果】指摘 B-10 契約書と異なる委託金額の報告について</p> <p>県に報告されている第三者委託の金額が、構成団体が外部（第三者）と契約した金額ではなく、共同事業体が構成団体に支払う金額で報告されていた。共同事業体は構成団体との間で書面を交わしておらず、客観的には報告金額が不適切なものとなっている可能性がある。</p>	<p>令和元年度業務について、共同事業体と構成団体との再委託契約書を提出させ、事業報告書と照合を行い、一致することを確認した。併せて、令和2年度業務における再委託契約書を提出させた。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 44 ページ</p>
	<p>【結果】指摘 B-11 委託契約書の写しの入手漏れについて</p> <p>施設所管課において管理業務に係る再委託契約書が漏れなく入手されていない。基本協定書に基づき書類の入手、保管を行い、事業開始までに十分な検討を行う必要がある。</p>	<p>令和元年度及び令和2年度業務における再委託契約書を提出させた。今後は年度の事業開始までに再委託契約書を提出するよう指導する。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 45 ページ</p>
	<p>【結果】指摘 B-12 共同事業体と構成団体との収益配分について</p> <p>共同事業体の代表団体の銀行口座を経て、構成団体に対して施設等維持管理費名目で毎月定額が送金されていたが、当該送金額に係る覚書等の文書化がされていなかった。そのため、送金額の妥当性が客観的に検討されているとは判断できない。</p>	<p>代表団体から構成団体への送金額の内容や積算根拠を明確にするとともに、これに基づく契約書等を早期に作成する。同時に、構成団体における収支実績についても把握できるよう共同事業体内の体制を見直す。</p> <p>【検討中（対応進行）】</p>	<p>報告書 46 ページ</p>

	<p>【結果】指摘 B-13 消防用設備点検結果不備事項の未着手について</p> <p>毎年、消防用設備点検結果には多くの不備事項が検出されているが、大半がその後も是正されていない状況であった。不特定多数の人が利用する施設において、消防設備の不備が是正されない状況は問題であり、速やかに改善すべきである。</p>	<p>早期に設備改修工事を発注し、機器の交換等の軽微な事項は令和2年度中に改善を完了した。大規模な改修が必要となる排煙設備等は、令和2年度中に設計を完了し、令和3年度の早期に改善を完了する。</p> <p>【検討中（対応進行）】</p>	<p>報告書 47 ページ</p>
	<p>【結果】指摘 B-14 備品台帳の更新不備について</p> <p>新規に貸与された備品が指定管理者の備品台帳に登録されていない状況が見られた。県有財産に関しては、備品台帳に登録したうえで管理する必要がある。また、貸与した施設所管課においても、貸与資産が指定管理者の備品台帳に登録されていることを確認する必要がある。</p>	<p>登録漏れがあった備品については、指定管理者と確認し、台帳に登録した。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 48 ページ</p>
	<p>【結果】指摘 B-15 使用が見込まれない備品の処分について</p> <p>備品台帳に開業年度（平成7年度）に取得した資産が登録されており、この中にはアナログ機器も存在し、今となっては使用することができない備品も含まれている。</p> <p>資産管理業務の軽減や設置場の有効利用等の観点から廃棄処理を検討する必要がある。</p>	<p>令和2年度内を目途に使用が見込まれない備品は、指定管理者に返納させた後、処分する。</p> <p>【検討中（対応進行）】</p>	<p>報告書 49 ページ</p>

【施設4】大分農業文化公園 / 【施設5】大分県都市農村交流研修館			
農林水産部	<p>【結果】指摘 C-1 将来的なあり方と維持管理・更新費用について</p> <p>当該施設の設置目的が将来的にも県民のニーズに合致するものかどうか、検討を行ったうえで当該施設の将来的なあり方（将来ビジョン）を定め、それに基づいて修繕や追加投資の是非を検討すべきである。</p>	<p>ニーズ調査や指定管理者評価部会の意見を踏まえ、施設の今後のあり方を示す将来ビジョンの策定に着手している。</p> <p>今後は、このビジョンや子育てや観光等専門分野の外部有識者の意見を基に、計画的に投資や修繕を実施する。</p> <p>【検討中（対応進行）】</p>	<p>報告書 50 ページ</p>
	<p>【結果】指摘 C-2 国庫補助金により整備された施設について</p> <p>国庫補助金により整備された施設であっても、必要に応じて耐用年数到来前でも処分するかどうかの検討を行うべきである。</p>	<p>ニーズ調査や指定管理者評価部会の意見を踏まえ、施設の今後のあり方を示す将来ビジョンの策定に着手している。</p> <p>今後は、外部有識者による意見を基に、整備施設のあり方について、存廃を含め検討していく。</p> <p>【検討中（対応進行）】</p>	<p>報告書 51 ページ</p>
	<p>【結果】指摘 C-3 遊具等の計画的な保全措置の実施について</p> <p>開園当時から設置している遊具については、標準使用期間を超過しており、利用者の安全対策上早急かつ計画的に修繕していくことが望ましい。</p>	<p>遊具については、専門業者による年に2回の安全点検を実施するとともに、公園職員が週に1回点検を実施しており、軽微な不良箇所については、その都度対応を行っている。</p> <p>今後は、策定する将来ビジョンや専門業者による点検結果に基づき、遊具の計画的な修繕を行っていく。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 52 ページ</p>

	<p>【結果】指摘 C-4 利活用策の検討について</p> <p>事業目的に賛同してくれる企業、団体等を募り、それら団体等の保有する資源を活用し、少ない予算でも実施できるイベント等の企画を検討し、将来的には、イベント企画や集客ノウハウを有する企業、団体等を何らかのかたちで参画させることも検討すべきである。</p>	<p>企業・団体との連携として、農機具メーカーによる展示会や大学と連携した米の収穫体験などの取組を実施してきた。</p> <p>次期指定管理者の募集要項に、新たに集客ノウハウを持つ企業・団体と連携した取組を評価点として加えるとともに、今後はアウトドアの専門知識を持つ企業への働きかけなどにより集客を図っていく。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 53 ページ</p>
	<p>【結果】指摘 C-5 交流研修館における研修内容について</p> <p>交流研修館の研修は、従来の研修に加えて、時代の変化に伴い社会的関心が高くなっている内容も折り込み、より利用者側のニーズに応じていくことを検討すべきである。</p>	<p>交流研修館利用者へのアンケートに加え、新たにニーズ調査等を行い、どのような研修が求められているのか把握した上で、既存の人気講座は残しつつ、近年人気のキャンプやシニア層を対象とした野菜作り等をテーマとした講座を検討するなど、内容のリニューアルを行う。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 58 ページ</p>
	<p>【結果】指摘 C-6 目標指標の妥当性について</p> <p>目標数値の見直しが長期間行われていないため、現状に照らし合わせて妥当かどうかの検討を行うべきである。</p>	<p>これまでも来園者の現状を踏まえた上で、目標数値を検討してきたところである。令和3年度からの新たな指定管理期間中の目標については、大分農業文化公園サービス向上検討委員会や指定管理候補者選定委員会の意見を踏まえ、具体的なイベントや取組ごとの集客目標を積算した上で、目標数値の見直しを行った。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 58 ページ</p>

	<p>【結果】指摘 C-7 メインターゲット（子育て世代）のニーズ対応について</p> <p>農業文化公園の敷地は広大であるため、広い園内を楽に移動できる手段として貸自転車が配備されている。1人乗り自転車は2時間350円、3人乗り電動アシスト自転車は600円で貸し出されている。</p> <p>1人乗り自転車は身長145cm以上の利用者を対象とし、3人乗り電動アシスト自転車は、大人とフロント部分に1歳以上3歳以下、リア部分に3歳以上5歳以下の幼児を対象としている。</p> <p>小学校5年生の平均身長が145cmであることから、6歳超で身長145cm未満の子どもは、貸自転車を利用することができない。</p> <p>現状、身長145cm未満の子どもは、自家用自転車を園内に持ち込むことによって、家族で自転車での散策ができるが、幅広い利用者が貸自転車を利用できるよう改め、利用者満足度を上げることが望ましい。</p> <p>そのため、ヘルメット着用の義務付けやひじ用・ひざ用サポーター着用の推奨等の安全面に配慮を行ったうえで、子ども用の貸自転車を配備すべきである。</p>	<p>子ども用自転車は、令和2年3月に6台導入済み。</p> <p>ヘルメット着用の義務付け等を行う他、坂道やカーブ等の危険箇所については、案内板により注意喚起を行っている。また、衝撃緩和材ガードレールや側溝の蓋の設置などの安全対策も計画的に実施していく。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 59 ページ</p>
--	--	--	-----------------------

	<p>【結果】指摘 C-8 売上金の入金方法について</p> <p>売上金を銀行に入金する際は、盗難や紛失等のリスクを勘案して、複数名の職員で行う等のルールを設けるべきである。</p>	<p>職員が2名で定期的に銀行に入金するよう改善した。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 60 ページ</p>
	<p>【結果】指摘 C-9 売上金の確認方法について</p> <p>売上金の確認は、POSレジスタの精算レシートと現金の残高が一致していることを確認すべきである。</p>	<p>閉園後に、POSレジスタの精算レシートと現金の残高の一致を確認するよう改善した。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 60 ページ</p>
【施設6】大洲総合運動公園			
土木建築部	<p>【結果】指摘 D-1 施設老朽化対策と今後の利活用について</p> <p>設置から約40年が経過し、設備の老朽化等が進んでおり、今後は建物修繕コストや不具合等による利用制限や事故発生のリスクが増加する可能性がある。については、老朽化対策や今後の利活用も盛り込んだ施設のあり方を示すことが望ましい。</p>	<p>大洲総合運動公園の施設の改修等は「大分県公園施設長寿命化計画（2019年10月）」をベースとしている。</p> <p>主なものとしては、硬式野球場は平成23年度にスコアポートの改修とグラウンドの拡張を実施し、プールについては、平成26年度に撤去を行い、その跡地に第2駐車場とみんなの広場を設置、また、テニスコートについては、平成30年度から令和2年度にかけて、Bコートはハードから砂入り人工芝に改修し、Aコートはハードの舗装の改修を行うなど、適宜、施設の改修等に取り組んでいるところである。</p> <p>今後も、上記計画に沿った施設改修等の実施及び運営を行っていくこととするが、一方で、大分市への譲渡など、今後の施設のあり方についても検討を行っていく。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 62 ページ</p>

	<p>【結果】指摘 D-2 指定管理者の人的課題について</p> <p>「指定管理者側に十分に業務に精通した人員が整っているか」「職員の高齢化の進行によって、将来的に業務の継続が困難になるようなリスクがないか」等の人的課題についても、施設所管課においてモニタリングすべきである。</p>	<p>「業務に精通した人員」について、通常時は担当・副担当による対応を行い、また、職員の退職時においては、一定期間、新旧職員を併任させることでノウハウを引き継ぎ、スムーズな業務の履行に努めている。また、「職員の高齢化」については、特定の年代に偏りがないように年代に考慮した採用を行っていることを今年度のモニタリングにおいて確認を行った。</p> <p>なお、今後も引き続きモニタリングによる確認を行うこととする。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 64 ページ</p>
<p>【施設7】大分スポーツ公園</p>			
<p>土木建築部</p>	<p>【結果】指摘 E-1 公園利用者数の増加方法の検討について</p> <p>スポーツ公園の利用者数を大きく増やす目標とするならば、優先順位として最大の収容施設である総合競技場（昭和電工ドーム大分）の利用者数を増やすことが最も効率的な方法である。</p> <p>しかし、昭和電工ドーム大分には、Jリーグのサッカー試合を開催するために、事実上の利用制限がかかっており、指定管理者によりイベントを主催できる機会が限られている。</p> <p>したがって、昭和電工ドーム大分の利用者数（入場者数）の増加においては、指定管理者と県がともに増加方法を検討していくことが効果的であると考え</p>	<p>公園利用者数を増加させる1つの方法として各種大会やイベントの誘致が考えられる。</p> <p>そのため、県と指定管理者が共同し、令和2年11月に各種競技団体を集め「令和3年度以降における大規模なスポーツ大会誘致に係る説明会」を開催した。また、今後の昭和電工ドーム大分の利用予定について情報共有し、イベント誘致可能時期について確認及び調整するため、県・指定管理者・大分フットボールクラブの3者が集まり利用調整会議を開催した。</p> <p>今後もこうした取り組みを続けていく。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 66 ページ</p>

	<p>【結果】指摘 E-2 指定管理者に対する目標指標のあり方について</p> <p>大分県の目標値としては、投下資本の回収、県民全体利用の観点からもJリーグの観客数を含めた全体の利用人数を把握する必要性がある。</p> <p>ただ、大分トリニータの主催ゲームに係る入場者数については、現在の指定管理者の立場からは、改善の手段がかなり制約されている。</p> <p>指定管理者が仮に大分フットボールクラブであれば、入場者数の増加への取り組みは発揮されやすいが、それ以外の業者が指定管理者である場合には、大分トリニータの試合を除いた利用者数を算出し、その数値をもって評価した方が、指定管理者としての成果を的確に判断できると思われる。</p>	<p>次期指定管理者公募においては、所管課として大分トリニータの試合を除いた利用者数を指定管理者の目標指標として設定する方針とする。</p> <p>なお、公募条件設定の際には、改めて財政課や行政企画課と協議の上、最終調整を行う。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 66 ページ</p>
	<p>【結果】指摘 E-3 公募の応募者数について</p> <p>当指定管理業務は、公募であるものの、申請は1者に留まっている。複数業者の公募参入によって競争原理が働き、コスト削減効果をさらに高めることができる。</p> <p>公募に対する申請者数が1者に留まった要因を施設所管課は十分に分析し、指定管理のあり方や公募条件に見直しの余地がないか検討することが望ましい。</p>	<p>公募に対する申請者数が1者に留まった要因については、関係先（他の指定管理者等）の意見を参考にするため実態調査を行った。</p> <p>今後調査回答をもとに、次期公募にむけて複数業者が参入しやすくなる指定管理のあり方や公募条件の見直しの余地などについての検討を行う。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 68 ページ</p>

	<p>【結果】指摘 E-4 利用実態からの利用日等の見直しについて</p> <p>施設の利用日及び利用時間については、大分県都市公園条例施行規則において定められているが、その利用日及び利用時間について、利用実態から見直しが検討されているような資料を確認することはできなかった。</p> <p>指定管理者及び施設所管課は利用実態を踏まえ、利用日及び利用時間が、施設の安全面や効率性の面から望ましい状況となっているか協議、検討する必要がある。</p> <p>なお、協議の結果については、文書に残すことが望ましい。</p>	<p>過去の利用日及び利用時間の変更実績により利用実態を分析し、現状の利用日及び利用時間の設定が望ましい状況となっているかについて、指定管理者と協議・検討を行った。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 69 ページ</p>
	<p>【結果】指摘 E-5 協定書の締結日とその他文書の提出日との整合性について</p> <p>協定書が締結される前に、業務計画書が提出される形となっていた。協定を締結してから計画書を提出するように協定締結を早めるか、業務計画書の提出日を遅らせる必要がある。</p>	<p>今期 (H31. 4. 1～R6. 3. 31) 指定管理の基本協定書においては、H31. 3. 19 付で協定を締結し、H31. 3. 25 までに業務計画書を提出するものと規定しており、適正に処理を行った。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 69 ページ</p>

	<p>【結果】指摘 E-6 収支計画書（予算額）のあり方について</p> <p>受託管理業務において、平成29年度の人件費の決算額が75,089千円となっているが、平成30年度の業務計画書の人件費予算額が57,000千円となっていたことについて、その要因を施設所管課が把握、検討せず計画書を受理している。</p> <p>監査人から当該要因について、現地視察時に指定管理者側に質問したが回答が得られず、予算額の根拠が提示されなかった。</p> <p>収支計画書の提出が目的化した、形式的な作業となっている可能性がある。収支計画書の作成意義を明らかにしたうえで、実現可能性のある数値を計画書に掲げ、事業を実施していくべきである。</p>	<p>令和2年度の業務計画書より、提出された収支計画書の内容について指定管理者に予算額の根拠を確認し、実現可能性のある数値とするよう指導した。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 69 ページ</p>
	<p>【結果】指摘 E-7 収支計画書（予算額）と収支報告書（決算額）との差額について</p> <p>収支計画書（受託管理業務）の予算額と、事業報告書の収支報告書の決算額について重要な乖離が生じているにもかかわらず、備考欄に記載がなかった。</p> <p>予算額（収支計画書）と決算額（事業報告書）との重要な差額については、施設所管課は指定管理者に説明を求め、評価・検討し、記録を残すことが必要である。</p>	<p>令和元年度決算より、予算額と決算額に大幅な乖離が生じている場合については、指定管理者に説明を求め、その内容について記録をしている。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 70 ページ</p>

	<p>【結果】指摘 E-8 収支報告書の様式について</p> <p>収支報告書は、予算額の欄が記載されず決算額のみが記載される様式となっているが、今後は予算額を併記して、決算額との差額が一目でわかるように収支報告書の様式を見直す必要がある。</p>	<p>令和元年度収支報告書より、予算額と決算額を併記し、決算額との差額が一目でわかる形に様式を見直している。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 70 ページ</p>
	<p>【結果】指摘 E-9 利用人数の報告誤りについて</p> <p>事業報告書の管理施設の利用状況及び目標指標の達成状況の施設ごとの利用者数について、根拠資料と照合したところ、昭和電工サッカー・ラグビー場の利用者数（平成30年度）において誤りが見られた。</p> <p>施設所管課は、指定管理者からの事業報告書へのチェックを適切に行い、必要な指導を行っていく必要がある。</p>	<p>実地モニタリングにおいて、利用者数の根拠資料と照合することにより、適切な報告が行われているかを確認し、指定管理者に対して必要な指導を行った。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 71 ページ</p>
<p>教育庁</p>	<p>【結果】指摘 E-10 特定の団体への使用料減免の取扱いについて</p> <p>県軟式野球連盟による野球場の一部使用について使用料が5/10 減免されているが、他競技他団体との公平性の観点から、見直しを検討することが望ましい。</p>	<p>県内の軟式野球人口は多世代に通じて多く、県民スポーツの普及や生涯スポーツの推進等、減免措置による波及効果は高いと考えられるが、他の競技団体との公平性を考慮し、令和2年度からは、野球場の使用料減免にかかる申請書提出前に、当該連盟と協議を行い、減免の可否や減免割合等を随時検討することとした。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 71 ページ</p>

<p>土木建築部</p>	<p>【結果】指摘 E-11 植栽等の伐採実績の把握について</p> <p>緑地管理について、仕様書に基づき作成された遷移阻害種伐採計画に対して実績としてどれくらい伐採が行われたか比較できる資料が作成されていなかった。次回の計画作成や委託料を算定する際の資料にもなると考えられるため、比較資料を作成されたい。</p>	<p>令和元年度より、遷移阻害種伐採の計画と実績が比較可能な資料を作成している。</p> <p>今後もよりわかりやすい資料となるよう、適宜見直しを行っていく。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 71 ページ</p>
<p>【施設8】 ハーモニーパーク</p>			
<p>土木建築部</p>	<p>【結果】指摘 F-1 竹林エリア（実証展示林）の管理について</p> <p>実証展示林については多数の来客を求めるのではなく、竹に関連した産業を育成する方向で活用すべきである。そのために実証展示林を管理する施設所管課をひとつにまとめるべきである。</p>	<p>ハーモニーパークは都市公園として、園路、トイレ、ベンチ等の整備や定期的な清掃・除草など公園としての維持管理が行われていることから、隣接する林産振興室所管の実証展示林（いわゆる山林）とは管理の程度が異なるため、各所管課において、今後も適切な管理を行っていくこととしている。</p> <p>一方で、実証展示林のあり方については、竹林資源活用団体による管理や、間伐した竹林の新たな資源としての利用など、団体への委託による管理運営を選択肢の一つとして検討しており、年度毎の間伐等の範囲や方法等など、関係機関（実証展示林を所管する公園・生活排水課及び林産振興室、指定管理者、竹林資源の活用団体）で協議を行っているところである。</p> <p>今後も、関係機関が一体となって作業を進めていく。</p> <p>【対応困難】</p>	<p>報告書 74 ページ</p>

	<p>【結果】指摘 F-2 指定管理者のノウハウが活用できない指定管理業務の見直しについて</p> <p>指定管理者制度の目的は、「多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、地方自治体が設置する公の施設の管理に民間の能力を活用することにより、住民サービスの向上や経費の節減等を図ること」である。</p> <p>実証展示林エリアは、テーマパーク「ハーモニーランド」が有しているノウハウを活用できるような立地ではないため、集客を目的とするのであれば、次回の指定管理者選定の際には、実証展示林エリアを除外すべきである。</p>	<p>実証展示林エリアの管理は維持管理をベースとし、指定管理業務内容の見直しにより過度な負担を軽減した。具体的には、令和2年度の指定管理更新の仕様書から実証展示林エリアでの利活用事業を削除した。</p> <p>なお、管理のあり方について、令和3年度設立予定の竹林資源利活用団体への委託も選択肢の一つとして検討を進めている。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 76 ページ</p>
--	--	---	-----------------------

	<p>【結果】 指摘 F-3</p> <p>「実証展示林を都市公園として管理すること」について</p> <p>指定管理区域の実証展示林エリアは、都市公園ということを前提に利活用の検討が行われているが、都市公園として保持し続けるべきか否か検討すべきである。</p>	<p>実証展示林エリアを都市公園から除外（廃止）することについて検討した結果、以下の理由により困難であると判断される。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 都市公園は、都市公園法第16条第1項第1号から第3号に掲げる場合（①公益上特別の必要がある場合、②代替の都市公園を設置する場合、③土地貸借契約終了の場合）を除き、全部又は一部を廃止することは原則禁止される（②の方法でしか廃止できない。）。 2 ハーモニーパークは都市計画決定されているため、都市公園の区域の変更（実証展示林区域を都市公園区域から除外）を行う場合には、別途、都市計画決定の変更の手続きが必要となる。 3 実証展示林エリアを都市公園から除外しても必要最小限の維持管理は必要となるため、維持管理費の節減効果は少なく、都市公園の廃止及び都市計画決定の変更手続きに係る労力や代替公園の設置に係る高額な事業費を考えた場合は、メリットよりもデメリットの方がはるかに大きいと考えられる。 <p>【対応困難】</p>	<p>報告書</p> <p>77 ページ</p>
--	---	--	--------------------------

【施設 9】 港湾環境整備施設（大分港西大分地区）			
土木建築部	<p>【結果】 指摘 G-1 附属地及び使用許可のあり方について</p> <p>にぎわいづくりや公平性の観点から、使用許可のあり方（新規利用者の選定方法）について適切なものか検討すべきである。</p> <p>なお、附属地に立地する結婚式場やライブハウスは、複数者の提案競技を経た上で使用を許可しており、一定の合理性はあるが、今後も交流厚生用地上の附属地に空きが生じた場合、公平性を担保する観点から、提案競技等により新たな利用者を選定すべきである。</p>	<p>現在の利用者の選定にあたっては、提案競技により行っており、適切なものと判断する。</p> <p>今後も交流厚生用地上の附属地に空きが生じた場合、公平性を担保する観点から提案競技等により新たな利用者を選定する。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 86 ページ</p>
	<p>【結果】 指摘 G-2 港湾環境整備施設の評価について</p> <p>港湾環境整備施設の設置目的は、水際線の多くが工業用地等で占められる大分港で、港湾ならではの景観、水際線の景観を活かした憩いの空間を提供するためとされている。</p> <p>港湾環境整備施設（緑地、広場、公衆便所、駐車場）の利用状況を評価する場合、駐車場の利用台数は、交流厚生用地上の施設の稼働状況とも密接に関係しており、「大分港西大分地区のにぎわいづくり」の状況を測る目安にもなるため、利用台数の推移や駐車場利用者の利用目的等の調査を行うことが望ましい。</p>	<p>港湾環境整備施設（緑地、広場、公衆便所、駐車場）の利用状況及び利用目的を把握するため、駐車場の利用台数及び利用アンケート調査を実施した。施設利用者に対して、よりよい「憩いの空間」として提供できるよう、調査結果を今後の施設運営に活かしていく。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 87 ページ</p>

【結果】指摘 G-3

委託業者の選定について

大分港西大分地区駐車場管理運営業務委託が随意契約とされている理由は、「委託業務内容のうち平成23年4月の一般競争入札によって駐車場機器が設置されているため、競争入札の実施によって業者が変わった場合、駐車場機械の入替工事（旧機械の撤去及び新機械の設置）が必要となり、工事期間において使用制限や安全管理に問題が生じる他、経費やリース料が割高となるため、競争入札に付することが不利と認められる」といった点である。

当初の一般競争入札時に、複数年随意契約となり得ることが予見可能である契約については、イニシャルコストのみならずランニングコストも含めて勘案して業者が決定される関係規則等の見直しが必要である。

駐車場機器の耐用年数10年を経過する令和3年度（平成23年度導入）の契約時に10年間のリースを前提とする初期投資、維持管理費を勘案した一般競争入札を実施する。

【対応済】

	<p>【結果】指摘 G-4 保全整備の中長期的な観点について</p> <p>大分港西大分地区の修繕計画は、修繕の発生要因が突発的なものが多いため、具体的に策定されていない。しかし県民利用施設は、建設取得のみならず維持管理コストも毎年度経常的に発生することから、可能な限り効率的かつ効果的な管理運営が求められている。</p> <p>今後は、委託先からの管理報告や要望・苦情内容等を踏まえて、中長期的な投資・修繕コストを推計したり、腐食や故障、部品交換等の頻度などを鑑みて、材料の変更を検討することが望まれる。</p>	<p>経常的に発生する維持管理コストの削減に向け、1年間に数回の頻度で交換を行っていた支柱(天然木)の材質を、擬木(腐食しないプラスチック)に変更した。</p> <p>今後も、これまでの修繕経費の推移や、委託業者からの要望等を踏まえ、長期的な見通しを考えながら、適切な管理運営に努める。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 89 ページ</p>
<p>【施設10】大分県立図書館</p>			
<p>教育庁</p>	<p>【結果】指摘 H-1 視聴覚ホールの有効利用について</p> <p>視聴覚ホールは現在映画鑑賞会や講演会等で活用されているものの、年間を通した稼働率は高いとはいえないため、提供できる視聴覚資料の増加に努めるとともに、関係機関等と連携して講演会等を開催すること等、有効活用に向けた方策を検討されたい。</p>	<p>郷土資料映像などに加え、上映権付き映画やアニメなどのコンテンツの充実を図り、ライブラリーシアターなどでの鑑賞機会の提供に努める。また、映像音響設備の改修によりホールとしての機能を高め、関係機関と連携し、活用機会の増加に努める。</p> <p>なお、同ホールは、窓のないシアター的施設であるため、利用にあたっては、社会的距離の確保や十分な換気、消毒など感染症予防対策を徹底する。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 90 ページ</p>

	<p>【結果】指摘 H-2 貸出冊数の減少について</p> <p>施設の有効活用といった観点では「利用者数」は重要指標であるが、資料（図書）の有効活用といった観点で「貸出冊数」も重要指標となる。</p> <p>貸出冊数の減少について全体の期間比較は行われているが、世代別や地域別、分野別の貸出状況を丁寧に分析・検討して、図書の利用促進等について改善すべき点がないか等、客観的に見直すべきである。</p>	<p>月1回開催している「課長・総括担当会議」（館長～各担当の総括）で、図書館システムから、利用者の年齢別貸出冊数データを共有し、図書選定での作業データとしても活用する。</p> <p>また、毎年度発行している「要覧」中に、貸出冊数の期間比較に加えて、年齢別比較を掲載する。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 91 ページ</p>
	<p>【結果】指摘 H-3 リクエストの入力について</p> <p>所蔵して欲しい本について、来館してリクエスト受付票を提出することは、遠方の利用者には負担が大きいと思われる。</p> <p>所蔵の有無はホームページ蔵書検索で確認できることから、図書館に来館しなくても、ホームページ上でリクエストできるようにすることが効率的である。例えば、蔵書検索で所蔵がないことが表示された画面からリクエスト画面に進むよう設定されることが望ましい。</p>	<p>令和2年9月9日より、県立図書館ホームページより、リクエスト受付票をダウンロードし、郵送またはFAXで申請できる方法の他に、簡易申請により、直接Web申請できるシステムを開始した。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 94 ページ</p>
	<p>【結果】指摘 H-4 1者契約の妥当性について</p> <p>一般競争入札を行っている委託契約に、応札企業が1者となっている契約があった。例えば、公募の公告時期を前倒しして、競争機会を確保する等して、応札企業を増やす工夫を検討すべきである。</p>	<p>公告期間の延長や、県立図書館、県ホームページへの掲載のほか、該当の入札参加資格を有する者への直接周知等により、応札企業の増加を促進する。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 94 ページ</p>

	<p>【結果】指摘 H-5 第三者委託（再委託）の業務の実施確認について</p> <p>委託業務に係る第三者委託（再委託）がどのように実施されたのかが、業務実施報告等で確認できなかった。</p>	<p>受託者に対して、業務実施報告書に、対象業務の直接実施者（再委託先）を明示するよう徹底した。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 95 ページ</p>
	<p>【結果】指摘 H-6 除籍における不用判断の検討対象資料の抜き出し基準の明確化について</p> <p>資料の除籍についての不用判断は、施設の利用効率性や業務効率性の観点、さらには利用頻度等を総合的に勘案して行っている。その際、検討する対象資料の抜き出しについて、担当者によって処理に差が生じないよう、何らかの目安を除籍基準等に織り込むことが望ましい。</p>	<p>既存の除籍基準を廃止し、新たに除籍規程を設け、受入れからの期間経過を中心要件として資料の抽出を行うよう定義した。</p> <p>なお、除籍の決定は館長が行うことを改めて明文化した。対象資料の抜き出しについては、10年経過毎に行うことを目安に運用する。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 95 ページ</p>
<p>【施設 1 1】 大分県立香々地青少年の家 / 【施設 1 2】 大分県立九重青少年の家</p>			
<p>教育庁</p>	<p>【結果】指摘 I-1 2 施設存続の将来検討について</p> <p>将来的な人口動向や県内の類似施設との役割分担等を再確認し、将来的にも、県として青少年の家を2施設保有し続ける必要性について、検討すべきである。</p>	<p>九州各県と比較しても施設の数も多くなく、定期的に施設保全も行っている。利用者数も年々増えている状況にあり、県として必要な施設である。今後も人口動向を見極めながら、県民に愛され、魅力ある施設になるよう検討していく。なお、将来的な必要性については、大規模な投資が必要となる際に改めて検討する。</p> <p>【対応済】</p> <p>※九州各県の県立青少年教育施設の数 福岡県（4施設）、佐賀県（3施設）、長崎県（5施設）、熊本県（4施設）、宮崎県（3施設）、鹿児島県（4施設）、沖縄県（6施設）</p>	<p>報告書 98 ページ</p>

	<p>【結果】指摘 I-2 広報活動について</p> <p>県広報誌やホームページ、SNS等を利用した情報発信等、今まで実施してきた広報活動に加えて、イベント企画や集客ノウハウを有する企業や団体を何らかの形で参画させることができないかを検討すべきである。</p>	<p>青少年の家の利用拡大のため、幅広く意見を聞くことは大切なことである。地元企業、地元商工会、地域おこしグループなどから施設運営についてアドバイスを受け、イベント内容の充実や青少年の家の設置趣旨に則った利用者の増加に向け取り組んでいる。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 99 ページ</p>
	<p>【結果】指摘 I-3 (施設 11) 使用禁止資産の復旧について</p> <p>使用禁止となっているバンガローやアスレチックジムについて、将来的にどのような取り扱いをするかも含めて検討する必要がある。そのために、「過年度の設備の利用頻度、復旧後の効果、復旧に係る費用」等を検証できる資料を作成すべきである。</p>	<p>過去の利用実績と今後の利用状況や活用方法を検討した上で、バンガローおよび既存のアスレチックジムの必要性について将来的な修繕費や教育的効果を検証し、再精査を行う。</p> <p>【検討中 (対応進行)】</p>	<p>報告書 101 ページ</p>

	<p>【結果】指摘 I-4 (施設 12) 青少年の家を利用できる者の制限について</p> <p>青少年の家を利用できる者は、青少年の家の設置趣旨に則った利用者に制限すべきである。</p>	<p>青少年の家は「大分県青少年の家の設置及び管理に関する条例」に基づき、児童・生徒、青少年・社会教育団体に対し、各々が実施するレクリエーションや集団宿泊研修等の場としての利用を許可している。学校や団体の利用が僅少である閑散期(2～3月)においては、同条例第5条第1項4号(その他青少年の家を利用させることが適当と認められるもの)及び第7条(利用許可の制限)を踏まえ、たうえで、施設の有効利用を図るため、民間企業の研修の場として、施設の利用を許可している。</p> <p>今後も、青少年の家の設置目的である【青少年の心身の健全な育成・社会教育の振興】に則り、「民業圧迫」とならぬ範囲で施設の有効利用を図りつつ、施設を通じて学校教育の支援強化に取り組んでいく。</p> <p>【対応困難】</p>	<p>報告書 101 ページ</p>
<p>【施設 1 3】 大分県立埋蔵文化財センター</p>			
<p>教育庁</p>	<p>【結果】指摘 J-1 施設転用ノウハウの共有について</p> <p>来館者数が移転前の10倍に増加したこと、旧ホール等を文化財の収蔵スペースに改装する等、転用の成功例として評価できる。今後の他施設における施設転用に生かすため、転用に関する資料やノウハウを保存及び共有すべきである。</p>	<p>移転前の埋蔵文化財センターの状況や移転の施設計画及び展示計画などがコンパクトに記載されている「大分県教育庁埋蔵文化財センター整備基本方針」のデータを文化課と埋蔵文化財センターに保存するとともに、データについては、職員が閲覧可能なスペースにデータを格納し、今後の他施設の転用を検討する際の参考となるよう、情報の共有化を行った。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 104 ページ</p>

	<p>【結果】指摘 J-2 目標指標の追加設定について</p> <p>来館者数のみの目標値だけでなく、小中学校等の教育機関に対する取組の成果が見える評価指標も定めることが望ましい。</p>	<p>令和2年度から「小中学校、高校、大学やその他教育関係団体の施設利用件数」を指標として、令和6年までの中期目標値を設定し、毎年度、主管課と達成状況について検証を行っていく。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 105 ページ</p>
	<p>【結果】指摘 J-3 遺物の管理について</p> <p>遺物の管理方法に係る問題事項について、改善することが望ましい。</p>	<p>令和2年度から報告書作成年度に、新たに発掘された出土遺物の遺物別、ランク別の収納分類を進めていく。今後は、データベースと報告書の掲載番号、表記方法、収納箱等を統一するとともに、データベース上で、保管場所、貸出し状況等の詳細情報管理を行っていく。過去に調査した出土遺物については、改善計画を立案し、順次、計画的に収納分類を行っていく。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 107 ページ</p>
<p>包括外部監査の結果に添えて提出する意見に関するもの</p>			
<p>総務部</p>	<p>【意見1】 将来ビジョンの必要性について</p> <p>施設所管課が中心となって施設の固有の課題を把握したうえで、課題を解決するための最善な方法を検討し、将来ビジョンを明確に策定する必要がある。また、将来ビジョンの実効性を担保するため、指定管理施設の募集要項・基本協定に反映することが望ましい。</p>	<p>指定管理施設全26施設の将来ビジョンを令和4年度までに策定する。策定した将来ビジョンについては、以降の指定管理施設募集要項等に反映させることとした。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 112 ページ</p>

	<p>【意見2】 将来ビジョンの内容について</p> <p>将来ビジョンにおいては、施設所管課が中心となって、「根拠に基づいた検討結果」及び「長期間に渡る施設のあり方」等を示すことが望ましい。</p>	<p>指定管理施設所管課室が、指定管理施設評価シートの作成や必要に応じた県民ニーズ調査等の実施により、現在の施設実態を把握したうえで、「根拠に基づいた検討結果」として施設の存続（利活用若しくは整理統合）又は廃止を決定し、「長期間に渡る施設のあり方」等を将来ビジョンにおいて示すこととした。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 113 ページ</p>
	<p>【意見3】 根拠に基づいた検討について</p> <p>施設ビジョンにおける「根拠に基づいた検討」（評価項目、判断基準等）については、「施設共通の基準」と「施設個別の基準」の2つの基準で構成することが望ましい。この基準をもとに、施設の存廃・整理統合・利活用について、合理的な検討結果を導き出すべきである。</p>	<p>指定管理施設所管課室が、「施設共通の基準」と「施設個別の基準」の2つの基準で構成された指定管理施設評価シートを作成し、施設の存続（利活用若しくは整理統合）又は廃止について、「根拠に基づいた検討」による合理的な結果を導き出すこととした。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 114 ページ</p>
	<p>【意見4】 長期間に渡る施設のあり方について</p> <p>施設ビジョンにおける「長期間に渡る施設のあり方」については、10年以上の期間を想定し、県民ニーズ及び施設特性（設置目的、内部及び外部環境等）を踏まえ、目指すべき施設像及び利用者像（利用者ターゲット）を確立すべきである。また、現在の施設実態との違いや克服すべき課題、課題解決の優先順位等についても、具体的に記載することが望ましい。</p>	<p>指定管理施設所管課室が、指定管理施設評価シートの作成や必要に応じた県民ニーズ調査等の実施により、現在の施設実態を把握したうえで、おおよそ10年間を目処に目指すべき施設像及び利用者像（利用者ターゲット）を確立させ、将来ビジョンに反映させると共に、目指すべき像を達成するための課題とその解決策、実行方法、期間を、具体的且つ課題解決の優先順に記載することとした。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 117 ページ</p>

	<p>【意見5】 予測利用者数の試算について</p> <p>施設の存廃及び利活用を検討するうえで、基礎的な数値となる予測利用者数について、根拠に基づいた試算方法及び判断基準を検討し、今後、作成が望まれる将来ビジョンに、その試算結果を掲載すべきである。</p>	<p>指定管理施設所管課室が、指定管理施設評価シートにおいて予測利用者数を試算し、将来ビジョンにその結果を掲載することとした。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 117 ページ</p>
	<p>【意見6】 予測利用者数の活用について</p> <p>算出が望まれる予測利用者数は、施設の存廃及び利活用の検討材料とするとともに、社会の変化に即した施設の総量や管理方法、目標指標等の適正化に活用することが望ましい。</p>	<p>指定管理施設所管課室が、指定管理施設評価シートにおいて予測利用者数を試算し、施設の存続（利活用若しくは整理統合）又は廃止の検討材料とするとともに、社会の変化に即した施設の総量や管理方法、目標指標等の適正化に活用することとした。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 122 ページ</p>
<p>土木建築部</p>	<p>【意見7】 利用者数を把握していない施設について</p> <p>利用者数を把握していない施設については、利用者数の把握もしくは代替指標を設け、利用状況を評価すべきである。また代替指標を用いる場合は、適切な方法で将来の利用予測を検討してもらいたい。</p>	<p>港湾環境整備施設（大分港西大分地区）のように、利用者数の把握が可能な施設については、駐車台数の推移や、利用目的等の調査分析を行うとともに、ニーズの把握に努める。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 122 ページ</p>

<p>総務部</p>	<p>【意見 8】 将来ビジョンの様式について</p> <p>施設の将来ビジョンについて、全庁における共有や施設間の比較が可能となるよう、「全施設共通の様式」を示すべきである。</p> <p>また、施設所管課は一定期間毎に庁内外の各方面から助言を受けたいうえで、内容を更新し、県有財産経営室等あて提出することが望ましい。</p>	<p>将来ビジョンについては、全施設共通の様式とする。</p> <p>また、指定管理施設所管課室は、指定管理更新のタイミング毎に庁内外の各方面から助言を受けたいうえで内容を更新し、県有財産経営室等あてに提出することとした。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 123 ページ</p>
	<p>【意見 9】 将来ビジョンの更新時期及び内容反映について</p> <p>施設の将来ビジョンの内容は、指定管理の更新年度の2年度前までに更新し、その内容を更新1年度前に行う更新手続（募集要項・基本協定の作成）に反映することが望ましい。</p>	<p>将来ビジョンは、指定管理更新の2年度前（公募の前年度）までに更新することとし、更新したビジョンを次回公募条件等に反映させるサイクルとした。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 128 ページ</p>

	<p>【意見 10】 利用者アンケートの内容（質）向上について</p> <p>利用者アンケートの内容については、施設利用者の満足度等を測り、施設の充実に繋がる結果を得られるよう、質問項目等を再構成すべきである。</p>	<p>指定管理施設における利用者アンケートの内容については、利用者情報の把握・分析・活用を効果的なものへと向上させるため、令和元年11月に施設所管課に対しアンケートに関する研修会を開催した。さらに、アンケートの改善をより実効性あるものとするために、令和2年2月にアンケートに関する個別相談会を開催した。同年3月には、各施設のアンケートにおける課題への対応の検討の結果をフォローアップするため、改善状況について照会を行ったが、ほぼ全ての施設において、研修会や相談会を経て質問項目等の再構築を行っている。今後も、定期的にアンケートの改善を実施していくこととしたい。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 131 ページ</p>
	<p>【意見 11】 利用者アンケートの回収数（量）向上について</p> <p>利用者アンケートの回収数については、施設利用者の満足度等を測り、施設の充実に繋がる結果を得られるよう、増加させるよう努めるべきである。</p>	<p>各施設が実情を踏まえ、配布対象を拡大して回収する母数を増やしたり、WebやQRコードを利用したアンケートを開始したり、アンケート回答者に対して粗品を渡すなど、回収数の増加に向けて取り組んだ。今後も、定期的にアンケートの改善を実施していくと共に、回収数の増加についても促していくこととしたい。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 133 ページ</p>

	<p>【意見 12】 利用者アンケートの結果（分析）向上について</p> <p>利用者アンケートの結果については、施設利用者の満足度等を測り、施設の充実に繋がる結果を得られるよう、単純集計だけでなく、クロス集計でも分析する等、分析方法を改善することが望ましい。</p>	<p>利用者アンケートの結果については、各施設が実情を踏まえ、クロス集計による分析に取り組んだり、分析対象を細分化するなど、分析方法の見直しに取り組んだ。今後も各施設に適した分析方法を実施するよう促していくこととしたい。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 135 ページ</p>
	<p>【意見 13】 運営方式の柔軟な選択について</p> <p>多様かつ変化する県民ニーズに対応するため、今後は施設の目的を見直すことが必要であり、その見直しによっては、選択すべき運営方式が変化する可能性がある。現在の運営方式に固執すること無く、柔軟な思考によって、運営方式を選択することが望ましい。</p>	<p>将来ビジョンを策定する中で、施設の目的の見直しを行う。施設の目的を効率的・効果的に達成するために、適切な運営方式を選択したい。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 139 ページ</p>
	<p>【意見 14】 指定管理者公募における競争性確保について</p> <p>これまでの指定管理者公募において申請団体が少数、又は無い施設においては、施設所管課において、その原因を調査し、以降の公募時に必要な措置を講ずるべきである。</p>	<p>指定管理施設評価シートにおいて指定管理公募時の応募団体数等を評価項目として設定・検証することとした。検証結果を踏まえ、以降の公募時に必要な対策を行うこととしたい。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 139 ページ</p>

	<p>【意見 15】 保全工事と政策的工事の分離について</p> <p>施設競争力等を高めるための政策的な観点に基づく工事（政策的工事）は、保全工事の対象（県有建築物保全事業）として県有財産経営室に要望するのではなく、施設所管課が自主的に予算を確保して、戦略的に実施することが望ましい。</p>	<p>各施設からの保全工事の要望提出に先立ち、保全に関する説明会を実施し、政策的工事は事業対象外となることを周知した。また要望に基づく現地調査を行い、保全対象工事に該当するかを改めて判断する。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 146 ページ</p>
土木建築部	<p>【意見 16】 新技術の採用について</p> <p>LED導入のように、施設に共通する技術については、施設所管課ではなく、施設管理等を指導する課室が関係課室と連携して、技術導入の検討及び予算確保を行うことが望ましい。</p>	<p>施設保全に係る新技術導入は、施設整備課が技術的検討及びイニシャルコスト・ランニングコスト等の検討を行う。</p> <p>導入の決定及び予算確保は、県有財産経営室が関係課室と連携して行う。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 152 ページ</p>
福祉保健部	<p>【意見 17】 健康増進法の改正に係る対応について</p> <p>健康増進法の改正により、公の施設は原則屋内禁煙となり、速やかな対応が求められている。なお、県は受動喫煙防止対策を推進する立場であるため、公の施設においても、これに即した対応を講ずることが望ましい。</p>	<p>改正健康増進法に基づく受動喫煙防止対策を推進するため、「県有建築物の保全に係る研修会」（令和2年5月8日開催）において、公の施設所管課に対し受動喫煙防止に関する説明を行い、各施設について対策を講じるよう依頼し、その後、全施設が屋内禁煙済みであることを確認した。</p> <p>【対応済】</p>	<p>報告書 154 ページ</p>

(注) 表中の「報告書」とは、令和2年3月31日付大分県報（監査公表）に登載の監査委員公表第655号により公表された「令和元年度包括外部監査結果報告書」である。

平成31年3月29日付けで公表した監査の結果に対する措置の状況